

長良川河口堰検証PTと専門委員会の関係について（整理メモ）

2011年7月14日

PT座長 小島 敏郎

PT及び専門委員会は、愛知県が定めた「長良川河口堰検証プロジェクトチーム設置要綱」に基づいて設置される。

1. PTの役割

PTの役割は、「県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、広く関係者からの意見を聞くとともに、専門的見地からの知見の集約を行う」という目的（設置要綱第1条）を達成すること、すなわち、①広く関係者から意見を聞くためのヒアリングの実施、②専門的見地からの知見の集約の二つである。

2. 専門委員会の役割

専門委員会の役割は、多岐にわたる論点について、一定期間内に、「専門的見地からの知見の集約」を行うために設置される。専門委員会には、PTメンバーが委員として、または、オブザーバーとして参加する。専門委員会委員は、専門委員会報告書を執筆する。

3. 専門委員会報告の扱い

専門委員会の報告は専門的見地からの知見の集約が行われるものであり、専門的検討結果として尊重される。その上で、PTとしては、ヒアリングの結果をも踏まえて、明確な根拠を持って専門委員会の報告書に付加・修正するものがあると判断する場合、委員自身が執筆し、会議に諮り、作成することがある。

（参考）長良川河口堰検証プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、広く関係者からの意見を聞くとともに、専門的見地からの知見の集約を行うため、長良川河口堰検証プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（専門委員会）

第5条 プロジェクトチームの下に、専門委員会を設けるものとする。

2 専門委員会の委員は、プロジェクトチームからの推薦により、知事が委嘱する。

3 専門委員会は、長良川河口堰の運用に係る治水、利水及び環境面での影響を考慮した適切な運用のあり方について、専門的見地から広く知見を集約し整理して、プロジェクトチームに報告する。